■団体総合生活保険　補償の概要等

保険期間：１年

※ご加入いただくタイプによっては保険金のお支払対象とならない場合があります。ご加入のタイプの詳細については、「保険金額・保険料表」等をご確認ください。
※補償の概要等はご加入いただく補償に関する概要を記載しているものであり、ご加入内容は、普通保険約款・特約によって定まります。詳細につきましては、保険約款に記載していますので、必要に応じて、東京海上日動のホームページ等でご参照ください（ホームページの保険約款には掲載していない特約もありますので、ご不明点等がある場合は、《お問い合わせ先》までご連絡ください。）。

傷害補償

■保険の対象となる方がケガ*1*2をした場合に保険金をお支払いします。
■「ゴルフ中の傷害危険のみ補償特約」をセットされる場合は、国内外でのゴルフ場、ゴルフ練習場敷地内でゴルフの練習、競技または指導*3中に保険の対象となる方がケガ*1*2をした場合に保険金をお支払いします。
■「交通事故傷害危険のみ補償特約」をセットされる場合は、「交通事故等」*4により、保険の対象となる方がケガ*1*2をした場合に保険金をお支払いします。

*1 ケガとは、急激かつ偶然な外来の事故によって被った身体の傷害をいい、有毒ガスまたは有毒物質による急性中毒を含みます。ただし、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は含みません。なお、職業病、テニス肩のような急激性、偶然性、外来性のいずれかまたはすべてを欠くケースについては、保険金のお支払対象となりませんのでご注意ください。
*2 *1にかかわらず、傷害補償におけるケガには日射または熱射によって生ずる熱中症を含みます。
*3 ゴルフの練習、競技または指導に付随してゴルフ場、ゴルフ練習場敷地内で通常行われる更衣、休憩、食事、入浴等の行為を含みます。
*4 交通事故等とは以下のものをいいます。
■運行中の交通乗用具*5との衝突、接触等の交通事故　■運行中の交通乗用具*5に搭乗している間の事故　■乗客として駅の改札口を入ってから出るまでの駅構内における事故　■作業機械としてのみ使用されている工作用自動車との道路通行中の衝突、接触等の事故　■交通乗用具*5の火災による事故　等
*5 自転車、自動車、電車、バス、航空機、船舶等をいいます（身体障害者用の車いすも含みます。）。

保険金のお支払対象となっていない身体に生じた障害の影響等によって、保険金を支払うべきケガの程度が重大となった場合は、東京海上日動は、その影響がなかったときに相当する金額をお支払いします。詳細は、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

<table>
<tr><th colspan="2"></th><th>保険金をお支払いする主な場合</th><th>保険金をお支払いしない主な場合</th></tr>
<tr><td rowspan="5">傷害補償基本特約</td><td>死亡保険金</td><td>事故の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合
▶死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。
※１事故について、既に支払われた後遺障害保険金がある場合は、死亡・後遺障害保険金額から既に支払われた金額を差し引いた額をお支払いします。</td><td rowspan="5">・地震・噴火またはこれらによる津波によって生じたケガ*1
・保険の対象となる方の故意または重大な過失によって生じたケガ
・保険金の受取人の故意または重大な過失によって生じたケガ（その方が受け取るべき金額部分）
・保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じたケガ
・無免許運転や酒気帯び運転をしている場合に生じたケガ
・脳疾患、疾病または心神喪失によって生じたケガ
・妊娠、出産、早産または流産によって生じたケガ
・外科的手術等の医療処置（保険金が支払われるケガを治療する場合を除きます。）によって生じたケガ
・自動車等の乗用具を用いて競技、試運転、競技場でのフリー走行等を行っている間に生じた事故によって被ったケガ
・むちうち症や腰痛等で、医学的他覚所見のないもの
等
＜「ゴルフ中の傷害危険のみ補償特約」をセットされる場合のみ＞
・パターゴルフ等ゴルフ類似のスポーツ
等
＜「交通事故傷害危険のみ補償特約」をセットされない場合のみ＞
・ピッケル等の登山用具を使用する山岳登はん、ハンググライダー搭乗等の危険な運動等を行っている間に生じた事故によって被ったケガ
・オートバイ・自動車競争選手、自転車競争選手、猛獣取扱者、プロボクサー等の危険な職業に従事している間に生じた事故によって被ったケガ
等
＜「交通事故傷害危険のみ補償特約」をセットされる場合のみ＞
・グライダー、飛行船、超軽量動力機、ジャイロプレーン等に搭乗している間に生じた事故によって被ったケガ
・職務として荷物等の積込み作業、積卸し作業または整理作業をしている間のその作業によるケガ
・職務として交通乗用具の修理、点検、整備、清掃をしている間のその作業によるケガ
・極めて異常かつ危険な方法で交通乗用具に搭乗している間のケガ
等

*1 「天災危険補償特約」をセットされる場合は、地震・噴火またはこれらによる津波によって生じたケガに対しても保険金をお支払いします。</td></tr>
<tr><td>後遺障害保険金</td><td>事故の日からその日を含めて180日以内に身体に後遺障害が生じた場合
▶後遺障害の程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の４％～100％をお支払いします。
※１事故について死亡・後遺障害保険金額が限度となります。</td></tr>
<tr><td>入院保険金</td><td>医師等の治療を必要とし、事故の日からその日を含めて180日以内に入院された場合
▶入院保険金日額に入院した日数（実日数）を乗じた額をお支払いします。ただし、事故の日からその日を含めて180日を経過した後の入院に対してはお支払いできません。また、お支払対象となる「入院した日数」は、１事故について180日を限度とします。
※入院保険金が支払われる期間中、さらに別のケガをされても入院保険金は重複してはお支払いできません。</td></tr>
<tr><td>手術保険金</td><td>治療を目的として、公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表により手術料の算定対象として列挙されている手術*1または先進医療*2に該当する所定の手術を受けられた場合
▶入院保険金日額の10倍（入院中の手術）または５倍（入院中以外の手術）の額をお支払いします。ただし、１事故について事故の日からその日を含めて180日以内に受けた手術１回に限ります。*3
*1 傷の処置や抜歯等お支払いの対象外の手術があります。
*2 「先進医療」とは、公的医療保険制度に定められる評価療養のうち、厚生労働大臣が定める先進医療（先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所等において行われるものに限ります。）をいいます（詳細については厚生労働省のホームページをご参照ください。）。なお、療養を受けた日現在、公的医療保険制度の給付対象になっている療養は先進医療とはみなされません（保険期間中に対象となる先進医療は変動する可能性があります。）。
*3 １事故に基づくケガに対して入院中と入院中以外の両方の手術を受けた場合には、入院保険金日額の10倍の額のみお支払いします。</td></tr>
<tr><td>通院保険金</td><td>医師等の治療を必要とし、事故の日からその日を含めて180日以内に通院（往診を含みます。）された場合
▶通院保険金日額に通院した日数（実日数）を乗じた額をお支払いします。ただし、事故の日からその日を含めて180日を経過した後の通院に対しては、お支払いできません。また、お支払対象となる「通院した日数」は、１事故について30日を限度とします。
※入院保険金と重複してはお支払いできません。また、通院保険金が支払われる期間中、さらに別のケガをされても通院保険金は重複してはお支払いできません。
※通院しない場合であっても、医師等の治療により所定の部位にギプス等*1を常時装着した日数についても、「通院した日数」に含みます。
*1 ギプス・キャスト、ギプスシーネ、ギプスシャーレ、副子・シーネ・スプリント固定、創外固定器、PTBキャスト、PTBブレース、線副子等およびハローベストをいいます。なお、頸椎固定用シーネ、肋骨固定帯、軟性コルセット、サポーターその他着脱が容易なものを含みません。</td></tr>
</table>

※こちらはAIほけんのすべての補償に共通です。

保険の対象となる方（被保険者）について

1．「保険の対象となる方（被保険者）ご本人*1」としてご加入いただける方

dアカウントユーザーで本契約にお申込みいただいた方

※保険の対象となる方（被保険者）ご本人*1について年齢*2等の加入条件がある補償があります。各補償の「詳細」ページをご確認ください。

*1　dアカウントユーザーで本契約にお申込みいただいた方をいいます。
*2　団体契約の始期日時点の年齢をいいます。

2．保険の対象となる方（被保険者）の範囲

保険の対象となる方（被保険者）の範囲は、基本補償ごとの「型」により以下のとおりとなります。

	本人型	家族型
① ご本人*3	○	○
② ご本人*3の配偶者	－	○
③ ご本人*3またはその配偶者の同居のご親族	－	○
④ ご本人*3またはその配偶者の別居の未婚のお子様	－	○

※賠償賠償保険は、「本人型」（ゴルフタイプ）と「家族型」（いつでもタイプ）があります。
　弁護士保険は、「家族型」のみです。他の補償については、「本人型」のみとなります。
※損害賠償保険、弁護士保険において、ご本人*3が未成年者または保険の対象となる方が責任無能力者である場合は、未成年者または責任無能力者の親権者およびその他の法定の監督義務者等も保険の対象となる方に含みます（未成年者または責任無能力者に関する事故に限ります。）。

*3　dアカウントユーザーで本契約にお申込みいただいた方をいいます。
*4　団体契約の始期日時点の年齢をいいます。

【ご注意】家族型にご加入の方は必ずご確認ください
保険の対象となる方の続柄は、傷害または損害の原因となった事故発生時におけるものをいいます。したがって、**ご家族関係**や**居住の状況に変更があった場合**には、お支払いの対象外となることがありますので、必要に応じてご加入内容の変更等をご検討ください（例：別居のお子様が**ご結婚**される場合・同居のお父様が**高齢者施設に入居**し、**別居**となる場合）。

【「保険の対象となる方（被保険者）について」における用語の解説】
（１）配偶者：婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある方を含みます（以下の要件をすべて満たすことが書面等により確認できる場合に限ります。婚約とは異なります。）。
①婚姻意思*1を有すること　②同居により夫婦同様の共同生活を送っていること
（２）同居　：同一家屋に居住している状態をいい、生計の同一性や扶養関係の有無または住民票記載の有無は問いません（詳細は保険約款をご確認ください。）。
（３）親族　：６親等以内の血族または３親等以内の姻族をいいます（配偶者を含みません。）。
（４）未婚　：これまでに婚姻歴がないことをいいます。

*1　戸籍上の性別が同一の場合は夫婦同様の関係を将来にわたり継続する意思をいいます。

この保険は、株式会社NTTドコモ・フィナンシャルグループを契約者とし、団体の構成員等を保険の対象となる方とする団体契約です。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は原則として、株式会社NTTドコモ・フィナンシャルグループが有します。